

熊本市市民公益活動支援基金 団体登録説明資料

令和5年11月

目次

1. 概要説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
2. 概要説明（団体登録について）・・・・・・・・ P. 5
3. 団体登録の流れおよび提出先について・・・・・・・・ P. 7

1. はじめに

社会の価値観やニーズが多様化している中、「従来の公共」という行政が担うだけではなく、「新しい公共」の担い手である市民・NPO・ボランティア団体・地域団体・事業者等の役割が重要になってくるとともに、このような市民公益活動を活発化させていく必要があります。

そこで、「新しい公共」の担い手である市民活動団体への財政的支援として「熊本市市民公益活動支援基金」を創設しました。

2. 市民公益活動とは

市民(一人ひとり)、NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等による公共の利益や社会貢献を目的とした自主的な活動をいいます。

3. 「新しい公共」とは

行政が市民に平等なサービスを提供していたこれまでの公共から、行政・市民・NPO・ボランティア団体・地域団体・事業者等の多様な主体が互いに連携して共に「公共」を担っていくというのが新しい考え方です。

「新しい公共」は、地域社会を安心安全な、そして将来に希望が持てる場所としていくための新しい地域デザインの基礎をなすものです。

6. 市民公益活動の6つの活動に対して助成します。

- ① 保健・医療・福祉
- ② 環境保全
- ③ 生涯学習・子どもの健全育成
- ④ 文化・芸術・スポーツ・国際協力
- ⑤ まちづくり・地域安全
- ⑥ その他（①から⑤に含まれない活動）

7. 市民公益活動支援基金への寄附の方法

- ① 一般寄附
- ② 冠設定寄附
 - ・個人や企業名など寄附者の名前が残る寄附をする
- ③ 社会貢献型自動販売機（寄附金付自動販売機）を設置する

※氏名・寄附金額の公表に同意していただいた方のみ、熊本市のホームページ等でご紹介いたします。

8. 税制上の優遇措置

- ① 個人の場合
 - ・所得税及び個人住民税 → 寄附金のうち2千円を超える部分について、課税される額に応じた控除が受けられます。
 - ・相続税 → 寄附した財産は相続税の課税価格に算入されません。
- ② 法人の場合
 - ・寄附金額の全額を損金算入することができます。

その他、金額に応じて、熊本市の観光・文化施設の入園料・入場料を免除します。

※基金サポーター証(会員証)発行

熊本市市民公益活動支援基金

団体登録について

1.概要

行政が市民に対し、平等なサービスを提供していたこれまでの公共では、市民は自分に合ったサービスを行政に要求することが多かったのですが、人員や財源等からきめ細かな対応が難しい状況となってきました。

さらに、社会の成熟化に伴い、価値観やライフスタイルが多様化したことにより、公共サービスの提供については、従来の行政対市民という行動形態では治まらない状況になってきました。

このような中、近年、福祉、環境、教育、子育てなどの「公共」の領域でサービスを提供するNPOやボランティア団体の活動が活発化しています。

また、地域団体や事業者も地域に役立つ活動や公共サービスを積極的に行うようになってきました。

このような、行政、市民、NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等の多様な主体が互いに連携して、共に「公共」を担っていくという新しい考えかた（社会観）を、一般的に「新しい公共」といっています。「新しい公共」は、地域社会を安心安全な、そして将来に希望が持てる場所としていくための新しいデザインの基礎をなすものです。

「新しい公共」の支援として、平成24年4月市民公益活動を担う団体の自主性、自立性を尊重した上でより一層の活動の推進を図るため、熊本市市民公益活動支援基金を創設しました。

2.登録できる団体の要件

・登録するには、下記の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 地域コミュニティ活動等を行うことを主たる目的とする団体であること。

ただし、法人格を有する団体については、特定非営利活動法人又は当該法人と同様の活動内容であると認められる非営利型の一般社団法人に限ります。

※具体的には・・・

ア NPO法人、非営利型一般社団法人

イ ボランティア団体

ウ 地域団体

エ ア及びイに掲げるもののほか、地域コミュニティ活動等を行う団体

地域コミュニティ活動等とは・・・

地域を基盤として、あるいは共通の関心によってつながった町内自治会等の地域団体や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体等による身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域団体による市民活動

(2) 主たる事務所か、拠点が市内にあること。

→事務所の所在地が熊本市内か、活動を熊本市内で行っていること。

(3) 地域コミュニティ活動等を行なっている区域が、主に市内にあること。

(4) 構成員が5人以上いる団体であること。

(5) 団体及びその構成員が次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号、以下「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団
 - イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員
 - ウ 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
 - エ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等
 - オ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと。
 - (7) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的とする団体ではないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、その他市長が適当でないとは判断した団体でないこと。

3.登録手続き

- (1) 申請書類・・・・・・・・P9の一覧表参照
- (2) 提出先・・・・・・・・熊本市市民活動支援センター・あいぽーと
(熊本市中央区大江5丁目1-1 熊本市総合保健福祉センターウェルパルクまもと 1階)
【受付時間】 8時30分～21時00分
【休館日】 ・毎月第2木曜日 ・年末年始（12月29日～1月3日）
- (3) 受付方法・・・・・・・・持参
- (4) 受付時期・・・・・・・・随時受付
- (5) 申請書類入手方法・・あいぽーと窓口

「あいぽーとホームページ」よりダウンロード

URL <https://www.kumamoto-aiport.com>

団体登録の流れ

*まず、最初に…

団体 → 団体登録の手続きへ
↓
“スタート”へ進みます

団体登録に
チャレンジ!



「ひごまるくらぶ」として活動しているひごまるくん。
さっそく、団体登録の“スタート”へと進みます。

個人 → 団体でないと登録できません↓
まず団体を作りましょう!



このままでは、登録
できない!!

「まずは、仲間を集めて団体を作らなきゃ!」

↓

ひよこさん 無事「わくわくのひよこ」という団体を作りました。
仲間も出来て、いざ登録です!

※団体ができたら“スタート”へどうぞ!

団体登録の「スタート」へすすむ

いざ、登録へ！

☆スタート☆

さあ、いよいよ登録手続きへスタートです！



団体を登録するには、どうしたらいいのかな？ →登録は届出制です。

確認して！

登録しようとする団体は、どんな団体ですか？ → 下の4つに入るかな？

- ① NPO法人、非営利型一般社団法人
- ② ボランティア団体
- ③ 地域団体
- ④ 上記のほか、地域コミュニティ活動等を行う団体

大事なこと！

上の4つに当てはまったら、もう少し詳しく確認してね。

→ 次の①～⑦をクリアしないと 登録は出来ません。

① 事務所や本拠は熊本市内にあるかな？

② 活動場所は主に熊本市内かな？

③ 仲間（構成員）は5人以上いるかな？

④ 団体及びその構成員が次のいずれにも該当されていませんか？

ア 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号、以下「条例」という）第2条第1号に規定する暴力団

イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員

ウ 条例第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

エ 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない暴力団員等

オ 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

⑤ “無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体ではないこと” というのは、だいじょうぶですか？

⑥ 宗教活動、政治活動又は選挙活動を行うことを主たる目的にしていませんか？

☆団体登録申請書類作成のステージへすすむ☆

- ① 必要書類を、「あいぽーとホームページ」からダウンロードしてみよう。
URL <https://www.kumamoto-aiport.com>
- ② 手順に従って、ダウンロードした書類に必要事項を入力してね。
- ③ 下にある確認票で、全部揃っているかチェックして。

★団体登録に必要な申請書類一覧表★

☆申請書類の作成と確認☆

*チェックリストとしてご利用ください。

	提出書類			部数	留意点	フィク
1	様式第1号 熊本市市民公益活動支援基金 登録申請書			1	所定の様式で作成 ※裏面に、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱(抜粋)の印字が必要。別紙添付不可。	
2	様式第2号 団体概要書			1	所定の様式で作成	
3	登録申請時における直近の事業報告書			1	独自の様式でも可	
4	登録申請時における直近の収支決算書			1	独自の様式でも可	
5	会則	規約	定款	1	独自の様式でも可 いずれか一つを提出のこと (左の表の該当欄に○を)	
6	様式第3号 役員等名簿及び照会承諾書			1	所定の様式で作成 ※押印が必要 ※裏面に、個人情報及び暴力団等排除設置についての注意事項の印字が必要。別紙添付不可。	
7	申請時における5人以上の構成員の名簿			1	氏名、住所が記載されているものを作成	

登録書類の作成は、完了しましたか？

ご不明な点があれば、あいぽーとまでお問合せください。

★書類の提出★

*注意事項

- 書類が全て揃っているかを確認して、あいぽーとへご提出ください。
- 主たる事務所が市内に無い団体の本拠の確認は、事業報告書等により確認をさせていただきます。

【提出先】 熊本市市民活動支援センター・あいぽーと

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1

(熊本市総合保健福祉センター ウェルパルクまもと 1階)

【受付時間】 8時30分～21時00分

【休館日】 ・毎月第2木曜日

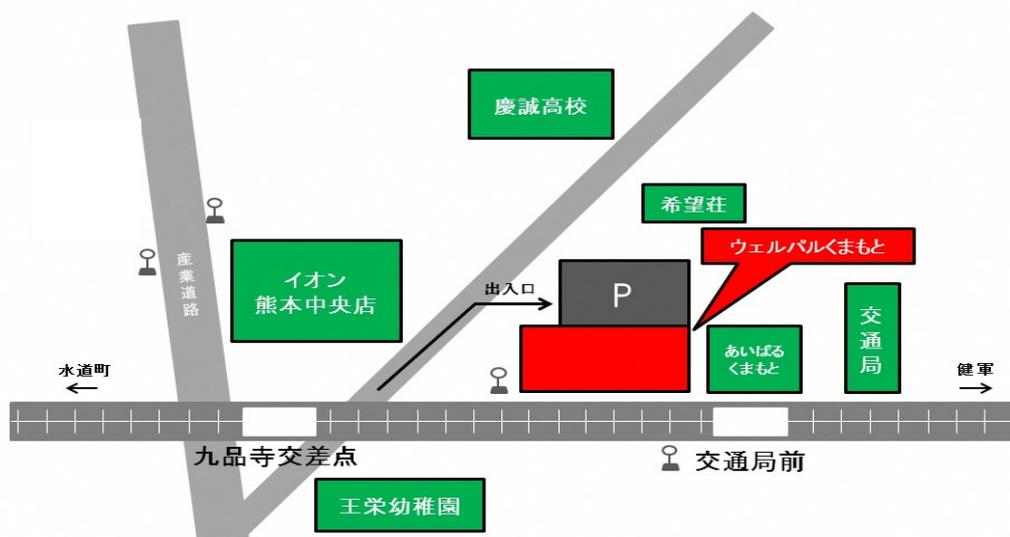
・年末年始(12月29日～1月3日)

【連絡先】 TEL : 096-366-0168 FAX : 096-366-8830

e-mail : aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp

URL <https://www.kumamoto-aiport.com>

周辺地図



熊本市